

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業実施要項

平成31年1月23日
 文部科学大臣決定
 令和2年4月8日改正
 令和3年1月6日改正
 令和3年3月3日改正
 令和4年1月5日改正
 令和6年1月31日改正

1. 事業の趣旨・目的

社会の大きな変革として Society 5.0 が訪れようとする中、我が国新たな社会を牽引する人材の育成が求められており、平成30年6月に文部科学省「Society 5.0」に向けた人材育成に係る大臣懇談会においてまとめられた「Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」において、新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策（Society 5.0 に向けたリーディング・プロジェクト）の一つとして、文理両方を学ぶ高大接続改革にもとづく、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム（以下「WWLコンソーシアム」という。）の創設が提案された。

WWLコンソーシアムは、高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、将来的に、高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生がオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

本事業では、Society 5.0において共通して求められる力（①文章や情報を正確に読み解き対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力等）を基盤として、将来、新たな社会を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」（以下「ALネットワーク」という。）を形成した拠点校を全国に配置することで、将来的に、WWLコンソーシアムへつなげること、グローバル人材育成強化事業は特にコロナ禍で限定的となったグローバル人材育成の強化を目的としている。

2. 事業概要

本事業では、将来、世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、これまでのスーパーグローバルハイスクール事業の取組の実績等、グローバル人材育成に向けた教育資源を活用し、高等学校等の先進的なカリキュラムの研究開発・実践と持続可能な取組とするための体制整備をしながら、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、テーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へ高度な学びを提供する仕組み（ALネットワーク）の形成を目指す取組、グローバル人材育成強化事業は重点的にコロナ禍の影響で限定的となった海外の連携校等への短期・長期留学、海外研修や、海外の連携校等からの外国人留学生と日本人高校生とが一緒に履修する英語等による授業、探究活動等を実施する取組を支援する。

3. 管理機関

（1）管理機関（国立の高等学校等にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高

等学校等にあっては当該学校を所管する教育委員会又は公立大学法人、私立の高等学校等にあっては当該学校を設置する学校法人等をいう。以下同じ。) は、カリキュラム開発拠点校を中心として組織的に研究開発・実践に取り組む体制を整備すること。

- (2) 管理機関は、本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織するものとする。
- (3) 事業の実施状況を検証するための第三者による検証組織を設置するものとする。
- (4) 本事業が円滑および適切になされるよう、管理機関は、事業関係機関との間で十分な情報共有体制を整備するものとする。
- (5) 事業関係機関が協働しながら、本事業を円滑に実施していくため、カリキュラムを研究開発する人材を管理機関に配置するものとする。
- (6) 管理機関は、本事業をより質の高い取組とするため、事業の実施に必要な取組に対し、人的または財政的な支援や教職員を育成するための研修やセミナー等を実施するものとする。
- (7) 管理機関は、本事業を受託している間に、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、国内外の高等学校等との連携によるテーマと関連した高校生国際会議等を行うこととする。
- (8) 管理機関は国の委託が終了した後も事業を継続的に実施できる計画を作成するものとする。

4. 指定・採択の手続

- (1) 管理機関は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して(国公立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接)、文部科学省に本事業実施に係る申請書を提出するものとする。申請書には本事業における事業拠点校となることに関する同意書を添付するものとする。
- (2) 外部有識者による本事業におけるWWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業企画評価会議(以下「企画評価会議」という。)が、提出された申請書を審査し適切と認めるときは、文部科学省は当該学校をカリキュラム開発拠点校として指定する。
- (3) 企画評価会議は、上記(2)で指定したカリキュラム開発拠点校の中から本事業における事業拠点校を予算の範囲内で採択する。

5. 事業の委託

文部科学省は、採択された事業拠点校の管理機関に事業を委託する。

6. 研究開発の実施

本事業におけるカリキュラム開発拠点校及び共同実施校においては、イノベータイプなグローバル人材育成に資する教育を重点的に実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るために、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則第85条(同規則第108条第2項で準用する場合を含む。)並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。

7. 本事業の運営

- (1) 文部科学省は、本事業に係る企画、審査及び評価等を行うため、企画評価会議を開催する。
- (2) 文部科学省は、本事業における事業拠点校等における事業の実施状況について、管理

機関等に対して聴取及び実地調査をすることができる。

8. 事業委託の期間

事業の委託は会計年度ごとに行うが、本事業の実施期間は原則として3年とし、4年目以降の事業の実施については、3年目の評価結果等により、特例制度等を活用した事業の継続実施ができる。

9. 実績の報告

管理機関は、本事業における成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。

10. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る研究開発の経理処理状況について実態調査を行うものとする。

11. 本事業における企画評価会議

- (1) 本事業における企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、産業界有識者等をもって構成する。
- (2) 本事業における企画評価会議は、管理機関から事業の実施状況について、聴取することができる。
- (3) 本事業における企画評価会議は、管理機関に対して、定期的に事業の評価を行う。

12. 本事業における幹事管理機関

- (1) 文部科学省は、採択された事業拠点校又は過去に事業拠点校の指定を受けていた者の管理機関のうちから、幹事管理機関を指定する。
- (2) 幹事管理機関は、以下の事務を行うものとする。
 - i) 本事業に関わる学校及び管理機関間の情報共有並びに成果普及を図るための研究協議会及び成果発表会の実施（これまでのスーパーグローバルハイスクール事業の取組に関することを含む。）
 - ii) 各カリキュラム開発拠点校等に共通する課題やニーズの把握及び解決方法の提案及び実施計画の策定
 - iii) 本事業の成果等に関するホームページ等による公表（外国語による公表を含む。）
 - iv) 文部科学省が設置するWWLコンソーシアム構築支援事業地域AL拠点機関との間における実施経過報告や連携等を通じた本事業の円滑な実施

13. 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、本事業における管理機関における取組内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、本事業における企画評価会議の意見を聴いて、採択の取消を含めた必要な措置を講ずる。

14. その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、本事業における委託要項等による。

15. 附則

この要項の改正は、令和6年1月31日から適用する。

なお、改正前の要項により指定を受けた事業拠点校については、改正後の4.(2)に

規定するカリキュラム開発拠点校として指定されたものとみなす。